

FIT 制度に基づく低圧風力発電設備の電力受給契約における買取者変更に関するお知らせ

平素は、当社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

当社は、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」（以下、「FIT 制度」）に基づき、お客さまの発電設備から発電される電気を買い取りさせていただいております。

FIT 制度において、原則、2017 年度以降の買取者を一般送配電事業者とする改正法が 2017 年 4 月に施行されております。本改正を踏まえ、この度、FIT 制度に基づく低圧風力発電設備の電力受給契約につきまして、買取条件等を定めた「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（中部エリア）28 条 名義の変更等（2）」に準拠して、買取者を一般送配電事業者である中部電力パワーグリッド株式会社へ変更させていただくことといたしました。

今回の買取者変更に伴い、FIT 制度における買取単価・買取期間に変更はございません。

対象のお客さまには、2026 年 6 月頃に、買取者変更に関するお知らせを順次郵送いたします。
なお、買取者の変更に伴うお客さまのお手続きは不要です。

<変更内容>

1. 買取者

(変更前)：中部電力ミライズ株式会社

(変更後)：中部電力パワーグリッド株式会社

2. 適用される契約要綱

(変更前)：再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（中部エリア）([中部電力ミライズ HP](#))

(変更後)：再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱 ([中部電力パワーグリッド HP](#))

3. 変更時期

2026 年 8 月検針日

※再生可能エネルギーの固定価格買取制度につきましては、以下をご参照ください。

【[資源エネルギー庁 HP](#)：[制度の概要](#) | [FIT・FIP 制度](#) | [なっとく！再生可能エネルギー](#)】

以 上